

公平委員会議事録

令和7年3月18日(火)公平委員会室において定例会を開催した。

出席者 委員長 山下幸雄 委員 松川正毅 委員 今枝史絵
事務局 青木基史

案 件

- 1 事務報告について
- 2 2月定例会議事録について
- 3 職員団体登録事項変更届書について
- 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 5 その他

開会 午前9時00分

山下委員長 ただいまから、茨木市公平委員会3月定例会を開催いたします。
本日の定例会には全委員が出席いただいております。
まず始めに日程第1、事務報告について、事務局長から説明してください。

青木事務局長 資料1～5ページになります。
全国公平委員会連合会、全国公平委員会連合会近畿支部、大阪府公平委員会連合会が各々開催予定とされております、令和7年度の各総会や各研修会について、改めてご報告いたします。

資料の1ページです。大阪府公平委員会連合会の総会につきまして、5月8日(木)に羽曳野市で開催予定とされております。
北部ブロック研修会につきましては、吹田市で開催予定とされておりますが、開催日等につきましては、未通知でございます。

資料2ページをお開き願います。全国公平委員会連合会近畿支部の予定です。総会、事務研究会、特別研究会を7月9日(水)に大津市にございます琵琶湖ホテルで開催予定とされております。

次に資料3ページは、全国公平委員会連合会の予定でございます。本部研究会につきましては、7月24、25日(木、金)の予定で、通常総会につきましては、10月31日(金)の予定とされております。この全国公平委員会連合会につきましては、既にそれぞれを決めていただいております、参加予定委員の方々となります。

資料4ページをお開き願います。令和7年度の事務事業執行予定表を添付しておりますので、全国公平委員会連合会以外の参加予定委員を、後ほど決めていただきたいと思います。

5ページは令和6年度の事務事業執行結果表でございます。

次に、別資料になりますが、全国公平委員会連合会会報167号が届いております。昨年、11月に委員長と参加させていただきました、通

常総会の内容等が掲載されております。

次に弔辞報告はございません。

事務報告は以上でございます。

山下委員長

ただいまの報告について、ご質問等はございますか。

松川委員

ございません。

今枝委員

ございません。

山下委員長

それでは5月8日（木）と11月、7月9日（水）の参加予定委員を、それぞれ決めていきたいと思っております。5月8日（木）の大阪府公平委員会連合会の通常総会を今枝委員に、11月の北部ブロックを松川委員にお願いいたします。

全国公平委員会連合会近畿支部、7月9日（水）の総会、事務研究会等につきましては私、山下が参加予定とさせていただきますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

次に日程第2、2月定例会議事録について。

議事録は事前に電子メールで送らせていただき、確認いただきましたが、内容について何かございますか。

松川委員

ございません。

今枝委員

ございません。

山下委員長

特にないようですので、2月定例会議事録は原案のとおり決定いたします。

日程第3、議案第1号、職員団体登録事項等変更届書について、事務局長から説明してください。

青木事務局長

資料9ページをお開きください。

議案第1号、職員団体登録事項等変更届出書について

茨木市教職員組合から提出された職員団体登録事項等変更届出書を受理することについて承認を求める。

令和7年3月18日提出 茨木市公平委員会 委員長 山下幸雄

資料10ページから13ページになります。

令和7年3月5日付けで茨木市教職員組合より条例第4条第1項に基づき、役員氏名の変更により職員団体登録事項等変更届出書が提出され受理いたしました。

議案第1号の届出書について、事務局で内容の審査をいたしました。届出にかかる要件や書類に不備な点はなく、また、構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数で役員が選出されていますので、この変更届は受理すべきものと考えますので承認願います。

説明は以上でございます。

山下委員長

ただいまの説明について、ご質問等はございますか。

松川委員

ございません。

今枝委員

ございません。

山下委員長

法人になろうとする旨、法人と記載されておられますが、特に問題はありませんね。

青木事務局長

問題はございませんが、念のため確認いたしまして、改めて委員の皆様

にご報告をさせていただきます。

山下委員長

それでは特にないようですので、議案第1号、茨木市教職員組合からの職員団体登録事項等変更届出書は受理することに決定いたします。登録通知をお願いします。

次に、日程第4、議案第2号、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について事務局長から説明してください。

青木事務局長

資料15ページからになります。

管理職員等の範囲を定める規則中に、「組織の変更等についての通知」とした第3条、「機関に変更があったとき」や「改廃若しくは新設があったとき」などが発生した場合、任命権者はすみやかに公平委員会へ通知する必要があります。

今回、人事課より改正依頼がこの資料15ページの通知文でございます。

16ページをお開きください。

議案第2号、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を別紙のように定める。

令和7年3月18日提出 茨木市公平委員会 委員長 山下幸雄

資料17ページになります。令和7年4月1日付、行政機構の再編整備に伴い、「政策企画課政策推進係長、同行政経営係長、同公民連携係長」を「政策企画課政策推進グループ長、同行政経営グループ長、同資産経営グループ長、同企画連携グループ長」に改正されるものでございます。

資料22、23ページにつきましては、別表として表中に、管理職員等の見え消しがされております新旧対照が記されております。

この改正は令和7年4月1日からの適用となります。

説明は以上でございます。

山下委員長

ただいまの説明について、なにかご質問等はございますか。

松川委員

ございません。

今枝委員

ございません。

山下委員長

特にないようですので、議案第2号、管理職員等の範囲を定める規則の一部改正については、原案のとおり決定させていただきます。公布の手続きをお願いします。

それでは次に、その他について何かございますか。

事務局から何かありますか。

休憩いたします。

(午前9時15分)

山下委員長

再開いたします。

(午前9時18分)

以上で本日の予定案件は、すべて終了いたしました。

次回、4月の公平委員会は4月24日(木)午前9時から開催いたします。

それでは5月の公平委員会の日程を決めたいと思います。

< 5月公平委員会の日程調整 >

山下委員長

5月の公平委員会は5月23日(金)午前9時から開催いたしますので、
よろしくお願いいたします。
本日の定例会は、これで終了いたします。

閉会 午前9時21分

令和7年4月24日決定

委員長 山下 幸雄

委員 松川 正毅

委員 今枝 史絵

事務局長 西川 裕二